

市内建設業者の格付等級区分及び発注対応工事金額の改正について

舗装工事の格付基準について、各等級区分の発注実績や業者数のバランスを考慮し、下記のとおり格付等級区分等を改正します。

土木一式工事、建築一式工事の等級区分等については、現行どおりです。

記

【舗装工事等級区分の改正】

等級区分	現行	改正
A	<u>750</u> 点以上 許可区分：特定	<u>760</u> 点以上 許可区分：特定
B	<u>650</u> ～ <u>749</u> 点	<u>660</u> ～ <u>759</u> 点
C	<u>650</u> 点未満	<u>660</u> 点未満

【舗装工事等級区分の発注対応工事金額の改正】

等級区分	現行	改正
A	<u>800</u> 万円以上	<u>1,000</u> 万円以上
B	250万円～ <u>800</u> 万円未満	250万円～ <u>1,000</u> 万円未満
C	250万円未満	250万円未満

【適用】

令和6年4月1日以降に公告又は通知を行う入札等より適用。

(この件に関する問い合わせ先)

南あわじ市 総務企画部財務課 契約係

TEL 0799-43-5210

FAX 0799-43-5310